

議第51号

京都市知的障害者福祉工場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市知的障害者福祉工場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市知的障害者福祉工場条例の一部を改正する条例

京都市知的障害者福祉工場条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項を次のように改める。

主として知的障害者（知的障害者福祉法にいう知的障害者をいう。以下同じ。）に対し、就労、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供するための施設（以下「施設」という。）を設置する。

第2条各号列記以外の部分中「施設においては、次の」を「京都市よしだ福祉工場にあっては第2号及び第3号に掲げる事業、京都市横大路福祉工場にあっては第1号及び第3号に掲げる」に改め、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 障害者自立支援法（以下「法」という。）第5条第15項に規定する就労継続支援を行う事業

第3条第2項第1号中「前条各号に掲げる」を「前条の規定により施設において行う」に改める。

第5条中「施設」を「京都市よしだ福祉工場」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第2条第1号に掲げる事業に関し京都市横大路福祉工場を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 同号に規定する就労継続支援に関して法第19条第1項の規定による訓練等給付費を支給する旨の決定を受けた法第4条第1項に規定する障害者

(2) 知的障害者福祉法第15条の4に規定する措置が必要であると認められる者

第6条を削り、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(利用料金)

第7条 第2条第1号に掲げる事業に関し京都市横大路福祉工場を利用する者(第5条第2項第2号に掲げる者を除く。)は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第8条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

京都市横大路福祉工場について、生活指導、健康管理及び社会適応訓練を行う事業を廃止するとともに、新たに行う就労継続支援に係る事業に関し必要な事項を定める必要があるので提案する。